

芦北町過疎地域持続的発展計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施について

1. 意見公募の趣旨

本町では、芦北町過疎地域持続的発展計画の策定を進めています。計画の策定にあたり、町民の皆様へ広く周知し、計画づくりの参考とするため、パブリックコメントを実施します。

2. 本計画について

（1）計画策定の趣旨

本町では、令和3年4月1日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、芦北町においても持続的発展可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、令和3年度に「芦北町過疎地域持続的発展計画」を策定して事業を実施してまいりました。本計画が令和8年3月末をもって終了することから、今後も長期的展望を持ち、引き続き町の地域活力の向上を図るため、令和8年度から5年間を計画期間とする芦北町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

3. 意見公募する計画

芦北町過疎地域持続的発展計画（素案）

4. 応募期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月3日（火）

5. 素案の閲覧場所

- （1）芦北町ホームページ
- （2）芦北町役場1階総合案内、田浦支所、湯浦出張所、吉尾出張所、大野出張所、総合コミュニティセンター

6. 意見を提出できる方

町内在住者、町内勤務者、町内に事務所または事業所を有する法人その他団体

7. 意見の提出方法及び提出先

「意見書」の様式により、下記のいずれかの方法で提出をお願いします。なお、電話での意見は受け付けておりません。



(1) WEB回答フォーム <https://logoform.jp/form/Yk4D/1397610>

(2) 公募箱への投函の場合

素案の閲覧場所に設置した公募箱への投函

(3) 郵送の場合

〒869-5498 芦北町大字芦北2015番地

「芦北町役場 企画財政課 地方創生係」宛て

(4) ファックスの場合

FAX：0966-82-2893

(5) 電子メールの場合

電子メールアドレス：fukkousousei@town.ashikita.lg.jp

8. 意見の取り扱い

寄せられた意見は、住所、氏名など個人情報を除き、意見に対する町の考え方を示して公表させていただきます。ただし、意見提出者に対しての個別回答は行いません。

なお、住所、氏名、連絡先の記入のない応募、誹謗中傷については、意見として取り扱いません。

9. お問い合わせ先

芦北町役場 企画財政課 地方創生係 電話：0966-83-9648